

(株) 播磨食品開発との訴訟の和解のお知らせ

2016年11月28日

本部三慶株式会社

代表取締役社長 合田 学剛

当社は、(株) 播磨食品開発に対し、同社の食品用殺菌料の一部製品の製造、販売が不正競争防止法に違反することを理由に大阪地方裁判所に訴訟を提起していましたが、平成28年10月28日付をもって和解に至りましたので下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟提起から和解に至る経緯

当社は、この訴訟において、(株) 播磨食品開発の食品用殺菌料の一部製品のラベルが、その内容物である食品用殺菌料の内容成分を正確に反映したのではなく、これが不正競争防止法に違反する旨を主張しておりました。これに対し、(株) 播磨食品開発は、同製品の内容成分と表示に食い違いの問題があったため、今後一切、本件食品用殺菌料、その他鮮度保持液、洗浄・殺菌剤、消臭剤および食品添加物である殺菌料の製造および販売を行わないことに合意しましたので、和解に至りました。

2. 和解の内容

- ・(株) 播磨食品開発は、同社が販売する食品用殺菌料の一部製品について、内容成分を正確に反映したラベルを貼り付けていなかった。という問題を受け止める。
- ・同社は、今後一切、本件食品用殺菌料、その他鮮度保持液、洗浄・殺菌剤、消臭剤および食品添加物である殺菌料の製造および販売を行わない。
- ・同社は、当社による理不尽な営業妨害、中傷を受けていたという文書を顧客に配布していたので、同文書の内容を撤回し、当社に謝罪する。

3. 今後につきまして

この度は、お取引先各位をはじめ、関係者の皆様にご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。当社としましては本訴訟の解決を受け、より一層業務に邁進する所存でありますので、引き続きのご愛顧賜りますことを願い申し上げます。

以上